



神奈川県労働局発表  
平成30年6月18日(月)

【担当】

労働基準部労災補償課

課長 小川 明紀

労災管理調整官 島野 和郎

電話 045-211-7355

### 労働局における行政文書（石綿関連文書）の誤廃棄について

神奈川県労働局（局長 三浦 宏二）は、当局において発生した個人情報を含む文書の誤廃棄について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講ずることとしたので、お知らせします。

#### 1 事案の概要

神奈川県労働局に対して石綿関連文書に係る保有個人情報の開示請求が行われ、当該対象文書の所在を確認した際、併せて本件開示請求に関連する文書の所在も確認したところ、関連文書を保存すべき労働基準部労災補償課（以下「労災補償課」という。）において当該関連する文書を誤廃棄していたことが判明した。

※石綿関連文書については、将来の石綿に関する政府の検証に必要なことが考えられることから、その一部について保存期間を常用（無期限）としている。

#### 2 事実経過

(1) 平成30年4月18日、神奈川県労働局に対し、A労働基準監督署で保有する石綿関連文書に係る保有個人情報の開示請求が行われた。

(2) A労働基準監督署において、請求のあった対象文書の所在を確認したところ、その一部は、平成16年度で保存期間が満了し、廃棄したことが判明した。

※石綿関連文書については、平成17年度で保存期間が満了するものより保存期間を常用（無期限）としている。

(3) このため、神奈川県労働局内において本件開示請求に関連する文書を保有している可能性があるため、その所在を確認したところ、5月2日、労災補償課において、保存されているべき当該関連する文書を誤って廃棄していたことが判明した。

#### 3 発生原因

保存期間を常用（無期限）としている文書の編綴方法の不備及び文書廃棄時における確認不足等が誤廃棄の原因と考えられる。

#### 4 再発防止策

神奈川県労働局内及び全労働基準監督署に対し、石綿関連文書の適正な保存を徹底するため、以下について指示した。

(1) 一部の石綿関連文書の保存期間は常用（無期限）であること及びその適正な編綴の周知徹底

(2) 文書廃棄時における確認の徹底